

- 松島和久委員長 皆様、お疲れさまでございます。  
ただいまから総務文教常任委員会を開催いたします。  
それでは、議案の審査に入ります。  
本委員会に付託されました案件は全部で4件であります。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、市立総合病院、行政経営部の順で審査したいと思いますのですが、これに御異議はございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 松島和久委員長 異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。  
最初に市立総合病院所管の議案の審査を行います。  
初めに、議第77号「令和3年度焼津市病院事業会計補正予算（第2号）案」についてを議題といたします。  
補正予算書のほうは95ページです。  
それでは、議第77号に対する質疑に入ります。  
質疑・意見のある委員は発言をお願いいたします。
- 内田修司委員 補正予算書101ページの内訳書の4ページで教えてください。  
今回の補正予算で材料費、薬品費として、注射薬品3億100万円、それが増えているということで、説明の際に抗がん剤が増えているという説明がありましたが、細かいところはいいので、大どころだけ、どんなやつほどのぐらいというのを教えていただけますか。
- 河合達也用度施設課長 今回の高額注射薬の関係でございますけれども、抗がん剤等の使用が増加しているということでございます。院内の点滴治療センターが外来でございますけれども、ここで行っている抗がん剤の使用が増えております。具体的に申しますと、本年度に入りまして、キートルーダー、それから、アバスチンといった薬品の購入量が特に増加をしているというところでございます。ちなみにこの2品目で年間約6,000万円の増加を見込んでいるというところでございます。
- 内田修司委員 分かりました。  
費用的に材料費というものなので、この薬品を購入して、患者さんのほうに使用しているということだと思っておりますけど、当然ながら医療費の分も、その分に当たる分の医療費というのは増えているということですのでよろしいんですね。
- 河合達也用度施設課長 今回、歳出、支出、薬品費の伸びに合わせまして、歳入のほうも補正をさせていただいております。歳出のほうの計算につきましては、また別途説明があるかもしれませんが、高額な抗がん剤の使用件数の増加、それから、先ほどは申しませんでしたけれども、院外処方から、院内処方への一部切替えを行っております。これによりまして、外来単価の上乗せというものが期待されているところでございます。具体的には、外来単価のほうは、当初予算の見込みでは1万5,482円であったものが、今回、1万6,400円ということで、純粹にこの分が薬品費の伸びというわけで

はないんですけども、外来単価の上昇の上乗せという話をしているということでございます。

○内田修司委員 了解です。

○松島和久委員長 ほかにございますか。

○深田ゆり子委員 今の続きですけど、1日平均患者数が38に増えているということで、どの科が増えているというのは説明がありましたか、確認ですが。

○森下政安喜医事課長 全体的に外来患者数が増えておりますけれども、今も注射等を使用するような科でおきますと、血液内科、脳神経内科、小児科、産婦人科、この辺りは患者数も増えて、数字も増えておる状況でございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

定期的に検査しなければ、診察しなければいけない方が増えているということで受け止めました。

もう一つ、質疑、よろしいでしょうか、委員長。続けて。

95ページの債務負担行為で、追加として、医療書籍閲覧等オンライン事業が1,810万円、そして、臨床情報データ閲覧等オンライン事業が450万円追加されておりますけれども、この内容を少し説明をお願いしたいと思います。

○鈴木 彰病院総務課長 今回、2種類、債務負担を上げさせていただいています。

まず、上のほうの医療書籍閲覧等オンライン事業のほうですけども、これ、医学書になります。両方とも医学書になるんですけども、主に医師が使用しております。上のほうが、外国の企業になりますけれども、エルゼビア社という会社が発行する……。

○深田ゆり子委員 何社。

○松島和久委員長 ちょっとゆっくりしゃべってください。

○鈴木 彰病院総務課長 エルゼビア社。ちょっと調べたところでは、オランダの会社だと思いますけれども、こちらの会社が900冊以上の最新の洋書籍、500タイトル以上の洋冊子、こういったものをオンラインで見られるようなものになっております。当院では、以前に冊子体でこういったものを購入しておりましたけれども、こういった形でデータベースで見られるということで、最近はこちらで契約をさせていただいています。いろいろな科で使用ができますので、今、大体月平均で500アクセスぐらい、医師のほうで使用している状況です。

もう一つの臨床情報データ閲覧等オンライン事業ですけども、こちらはエビデンスに基づいて作成された信頼性の高い臨床情報源になっておりまして、当院では、内科系の医師や研修医を中心にカンファレンス、入院している患者さんの治療方針などを決める際にこちらを参考にしながら治療を進めておるといふものでございます。

今まで単年度で契約をしていたんですけども、複数年で契約したほうが安い金額で契約ができるということで、今回、債務負担に上げさせていただいたところでございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

そうすると、医学書は、今後、こういうオンラインの形で見るような、ウェブ上で見るようなものが増えていって、書籍として紙媒体の医学書はあまり購入していかないということになっていくんでしょうか。

- 鈴木 彰病院総務課長 この中に全ての必要な医学書が収載されていれば、そういったことも可能なんですけれども、この中には収載されていないものもございまして、そちらは冊子として購入していかなくちゃならないということで聞いております。
- 深田ゆり子委員 そうすると、大体お医者さんのほうから、こういう書籍が必要だということを事務のほうに上がってくるということでしょうか。
- 鈴木 彰病院総務課長 主に医師で図書委員会というのを設けておりまして、毎年、そこで年度内、どのぐらいの書籍予算を取るかというのを検討しております。そういったところで、各科からいろんな要望が上がってきていまして、限られた予算の中で各科で必要な書籍を購入するということになっております。
- 深田ゆり子委員 上のほうの医療書籍関係は4年間なんですけど、下のほうのカンファレンスのほうの臨床情報とかは1年、医学の進歩はすごく早いということで、4年間同じものになるのか、それとも毎年のように内容が更新されていくのか、その辺はどうでしょうか。
- 鈴木 彰病院総務課長 こちらのほうは、毎年毎年、今まで見られたものに新しい情報が乗った形で収載されてきますので、過去の年度まで広い範囲でそちらを見ることができます。冊子ですと、それがずっと置いておいて、いつ捨てていいかというのも問題になるんですけれども、こういったものであれば過去のものまで見られるようになりますので、便利に使うことができるかと思えます。
- 深田ゆり子委員 そうしますと、上の医療書籍のほうがお得ですよ。下の臨床情報のほうは1年ということですよ。契約期間が1年なので、医療書籍のエルゼビア社みたいに長期の契約として毎年更新しているよというような、そういうのはなかったんでしょうか。
- 鈴木 彰病院総務課長 上のほうの医療書籍のほうは、債務負担行為としては令和4年から令和8年ということで上げさせていただいているんですけれども、契約自体は令和3年度から5年間という契約になります。外国の企業なので、4月から3月という年度の感覚がございまして、1月から12月という契約になってまいります。令和3年度は予算のほうが取れておりますので、令和4年から令和8年までということになります。
- 下のほうは、こちらの改訂から3年間の長期の契約が可能ということで聞いておりまして、こちらは令和3年から令和5年までの3年間の契約ということになります。
- 深田ゆり子委員 分かりました。
- 松島和久委員長 ほかにございますか。
- 池谷和正委員 1つだけ関連して。深田委員の今の質疑なんですけど、書籍の部分で、今までの書籍というのは、どう、これから処分じゃないですけど、していくのかということ、捨てられないものというんですか、言い方がちょっとあれですけど、最終的に欲しい人がもらっていくようなシステムじゃないんですよ。もうまとめて処分すると、その辺、ちょっと教えてもらえないですか。
- 鈴木 彰病院総務課長 今、医局の中に図書室がございまして、そこに今まで購入した書籍が数多くございます。やはりスペースにも問題がありまして、新しいものを購入した場合、そのスペースを空けていかなければなりませんので、定期的に古いものについて、各科に照会をして、廃棄をしていいものなのか確認をしながら整理をしているとこ

ろでございます。古い情報のものは、個人で欲しがらる医師もあまりいないかと思っておりますので、そのまま処分という形になっていると思っております。

○池谷和正委員 なぜ聞いたかという、今、古本屋じゃないですけど、物のリサイクルじゃないですけど、結局、購入元が公費であって、そのとき私的にとかというの、たまにそういう事件がぼろっとあるものですから、流れだけ今確認したかったものですから、了解です。

○松島和久委員長 ほかに意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 ないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第77号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第77号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第80号「焼津市立総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書のほうですけど、確認、お願いします。

議第80号に対する質疑に入ります。

質疑・意見のある委員は発言をお願いいたします。

○深田ゆり子委員 参考資料のほうで、12ページ、分娩費用の掛金が変わったということで、時間内の金額がそれぞれ減額されているんですけども、時間内、時間外、深夜、これ、下がっているんですけど、摘要欄2のところそれぞれの種別に応じて定めた金額に産科医療補償制度の掛金に相当する額を加算すると書いてありますので、この金額に幾らを加算して、幾らになるのかというのが分からないものですから、下がったままでいいのかなと思っていたら、こっちの摘要欄にこう書いてあったものですから、お聞きしたいと思います。

○岡田光正委員 関連して、病院であったほうがいい。

○松島和久委員長 取りあえず1つ。

○岡田光正委員 その内容の中で同じように言えると思うので。

○松島和久委員長 関連というか。

○岡田光正委員 先に一緒にして回答してもらったほうが分かりがいいと思う。

○池谷和正委員 補足ということですね。

○岡田光正委員 本文改定というのは、産科医療補償制度がこの4月に変わりましたよね。それに伴う改正ということで、こういう形になるというふうに考えていいですね。ですから、その上で回答してもらえばいいかなと思ったものですから。

○森下政安喜医事課長 お答えさせていただきます。

まず、産科医療補償制度の掛金が令和4年1月から変わります。その掛金が現状1万

6,000円でございます。それが1万2,000円に減額される形になります。今回、条例で上げさせていただきましたのは、例えば分娩の時間内も11万6,000円という形になっていますが、そこから、現行1万6,000円、掛金を引いた形が10万円という形になります。これに、先ほど深田委員がおっしゃいました備考欄の2のところ、産科医療補償制度の掛金を加えるというような形になるんですけれども、これが、今回、先ほど申し上げました掛金が1万6,000円から1万2,000円になるということですので、10万円に1万2,000円が加わった形になるということでございます。

今回、こういった形でさせていただきましたのは、この掛金につきましては、医療機能評価機構のほうで、制度として掛金が変わるものですから、その制度が変わった形に合わせて分娩料が変わっていくという形になりますので、今回、そのような形で少し整理をさせていただいているということでございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

そうすると、今回、1万6,000円が1万2,000円になったので、ここの摘要欄にこういう項目をつけて、金額は入れないよということですね。実際には11万2,000円になりますということですね。掛金が安くなったのは、いいですね。だけど、分娩料としては安くなっているからいいのかしら。お医者さんは、診療代は下げられているような気もするけれども、どうでしょうか。

○森下政安喜医事課長 今回の質疑ですけれども、備考欄に少し記入をしてあるんですけれども、分娩で加入して、重度脳性麻痺となった事例及びその家族の経済負担を保障する制度というふうに書いてございますけれども、こちらのほうで設立、また、今の制度を設定したときと比べて、対象となる患者さんが減ってきているということで、それで多分機構のほうで請求が、計算し直して、こういった形になったのだと思いますので、特に掛金が変わるだけですので、分娩料自体はそのままという形になりますので、病院の収入としては変わらないということで考えております。

○深田ゆり子委員 収入というか、出る分は減るよということですか。支出は減るということですね。

○森下政安喜医事課長 結局、1万6,000円だったものが1万2,000円になっても、一度お預かりして、それをそのまま機構のほうに渡すという形になりますので、ですので、この金額、病院の中にただ一回、お預かりするだけになりますので。

○深田ゆり子委員 分かりました。

○松島和久委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第80号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第80号は、これを原案のとおり可決

すべきものと決定いたしました。

以上で市立総合病院所管の議案の審査は終わりました。当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで入替わりが当局のほうでありますので、しばらくお待ちください。

休憩（11：44～11：46）

○松島和久委員長 それでは、次に行政経営部所管の議案の審査を行います。

初めに、議第82号「志太広域事務組合規約の変更について」を議題といたします。

それでは、議第82号に対する質疑に入ります。

議案書は16ページ、17ページです。

それでは、質疑・意見のある委員は発言をお願いいたします。

○深田ゆり子委員 82号と83号、両方一遍で。

○松島和久委員長 一つ一つやっていったほうがいいかなと思ったので、82号のほうで。

○深田ゆり子委員 議第82号ですね。それで、参考資料のほうに20ページ、第5条の基金というものの、15から第18条まで、これを全部削除するということになるということによるんですね。それで、内容としては、地域振興に資するために基金をやって、これまでその基金がミュージカルとか、そういういろんなものをやってきたと思うんですけど、それをやってきた成果とか評価とか、この基金でやってきて、それをどう総括して、やっぱりやらなくなったよというふうになるのかなと、その辺のところはどういうふうにお考えに。だから、出資金、基金を積み立てる目的があったわけですね。それを使ってやっていたと。ミュージカルもやらないということなので。

○山下敦史政策企画課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

当基金につきましては、平成元年10月にふるさと市町村圏推進要綱に基づいて創設された基金でございまして、以来、平成21年3月をもって廃止されるまで、委員おっしゃるとおり、志太のミュージカルと焼津、藤枝、大井川、岡部の圏域での地域振興のためということで使われてきて、ふるさと市町村圏推進要綱が廃止されて、その後、平成23年3月から、今度は新たに志太広域事務組合地域振興事業基金として名称を変えて、その後、志太広域事務組合での振興事業として、ホームページの管理、ホームページの運営であるとか、広報しだとか、藤枝、焼津の施設の相互利用といったものを展開することになります。ですので、もともとの基金の効果というものについては、ある意味、平成21年3月で廃止されたときに一度総括をして、新たに地域振興のために施設の組合の建設事業が始まるまでは引き続き基金を残して、地域振興のために使っていきたいということの合意に基づいて来ているものですから、もともとの志太ミュージカルをやっていたときの成果というのは、廃止される前に一度、志太広域事務組合のほうで、ふるさと志太振興事業の足跡ということで、一回、冊子としてまとめているものがございます。ちょっと細かい総括については、ここでは説明は控えさせていただきます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

その足跡をよく読めということですね。

それで、これまで平成22年3月から地域振興として、ホームページの管理とか、広報

志太を作成してきたということですが、これはここの予算、基金じゃなくて、別の予算に移しますよということで、それで今回これを削除するということによろしいでしょうか。

- 山下敦史政策企画課長 こちらの基金を廃止することと、事業のほうで基金条例の規約の中の、規約の3条の第1号のほうに地域の教育振興事業の実施に関することというのがございまして、この中で広報とホームページ、相互利用でもってやっているんですけども、基金の廃止と事業の廃止というのは直接結びついてはおりません。この事業については、どのように継続していくかは今後の協議になります。

当初は、基金を積み立てたときの合意が志太広域事務組合の施設建設が開始されるまでの間、基金を積み立てておきましょうということで継続してきたものですので、建設事業が始まるということで、基金を取り崩すものであります。それに伴って規約を変更すると、そういうこととございます。

- 岡田光正委員 基本的にこの事業がどれぐらいのお金って、平成の最初と令和ではえらい違いなもので、これは当たり前の話だと思うんだけど、当初、何%ぐらいの金利の計算をしたの、この時点で。

- 深田ゆり子委員 83号じゃないの。

- 岡田光正委員 83号か。

- 深田ゆり子委員 そうだよ。

- 池谷和正委員 82。

- 岡田光正委員 でも、そっちに問題があるということで。

- 松島和久委員長 今は組合規約の変更でございます。

- 岡田光正委員 したがって、組合規約を変更すると。まあいいや、それでいい。

- 松島和久委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 松島和久委員長 それでは、特にないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第82号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第82号はこれを可決すべきものと決定いたしました。

それでは、次に議第83号「志太広域事務組合規約の変更に伴う財産処分について」を議題といたします。

それでは、議第83号に対する審議に入ります。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

- 岡田光正委員 では、財産だけど、基本的にこの10億円で、当初はどのぐらいのレートを予想していたの、参考までに。それで、今はほとんど0.0幾つだよ。今、年間110万円とか、そんな感じになっちゃうんだけど、分からなければ。多分、あの当時だと1%

くらいかな。

○山下敦史政策企画課長 令和元年と令和2年をかけて10億円を積み立てておりますけれども、当初の利率というところについて、資料もございませんし、志太広域事務組合のほうで行っておりますので、ちょっと調べて御回答させていただくということによろしいでしょうか。

○岡田光正委員 それでいいです。多分、当時1%であれしていたんじゃないかなと思うけどね。

○松島和久委員長 財産処分についてということなので、特によろしいですか。御納得いただいて。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 それでは、特にないようですので、質疑・意見を打ち切ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第83号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第83号はこれを可決すべきものと決定いたしました。

以上で行政経営部所管の議案の審査は終わりました。当局の皆様、御苦労さまでした。

これで総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会(11:56)